

障害者のスポーツ参加の現状

— 地域における多様な現場、多様な取組 —



●障害者スポーツ行政：スポーツ行政への一元化の動勢

2011年のスポーツ基本法の施行を受けて、障害者スポーツを取り巻く環境は急速に変化している。2014年度から、国の障害者スポーツ行政が厚生労働省から文部科学省に移管された。都道府県では、東京都と佐賀県に続いて、鳥取県が2014年度から障害者スポーツ行政を首長部局に一部移管し、2015年度から一元化する。2015年10月に予定されるスポーツ庁設置と、2020年東京パラリンピックも強い「追い風」となり、障害者スポーツ部局とスポーツ部局との連携がさらに進むことが予想される。

●補助金の継続的活用と人的ネットワークの継承

地域における障害者スポーツ振興を福祉行政からスポーツ行政に移す際には、障害福祉分野の補助金の継続的活用と人的ネットワークの継承は必須である。スポーツが障害者の余暇活動でもある以上、福祉と完全に切り離すことはできない。また、行政が障害者を対象としたスポーツ事業を実施するにあたって、実施体制や周知の面で、福祉関係者の協力が必要となる。

●スポーツ、障害者スポーツ、福祉の三者連携

「障害者」といっても、障害の種類ごとに、それぞれが抱える課題は異なっている。障害種別に共通する課題としては、以下の3つが挙げられた。

- 1) 障害者がスポーツに参加しやすい環境（施設、プログラム等）が十分でない
- 2) スポーツを含む余暇活動に取り組む余裕がない
- 3) 少子化と高齢化により、既存の障害者スポーツ団体やサークルが縮小傾向にある

コミュニティの規模が小さい障害者の現場においては、当事者とその家族等からなる限られたメンバーで障害者スポーツのチームやサークルを支えるのは厳しくなっている。今後、目指すべきは、障害の有無にかかわらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる社会を作ることである。この理想の社会の実現に向けて、地域では、

- 1) スポーツ関係者
- 2) 障害者スポーツ関係者
- 3) 福祉関係者

の連携体制を築く必要がある。

●福祉分野のネットワークの活用

障害者にとってのスポーツは、体力の維持や心身の成長などにおいて、健常者以上に必要性が高い場合も少なくない。障害者スポーツ行政が福祉からスポーツに移っても、すべての障害者にスポーツの機会を提供するためには、福祉分野のネットワークと、福祉関係者のスポーツへの理解が不可欠である。スポーツ関係者、障害者スポーツ関係者、福祉関係者の三者が協力して事業に取り組むことで、人材、資金、時間、そして空間を共有することができる。将来を担う若い人材の不足は各分野共通の課題であり、人材の共有は三者にとってメリットになるだろう。既存のスポーツイベントや教室のアレンジなどをきっかけに、連携して負担を抑えながら、障害者のスポーツ環境を少しずつ改善していければ良い。

●障害者スポーツ推進協議会（仮称）の設置

「障害者を含む参加者の心身の健康増進と地域住民の交流の促進」のような理念を掲げ、スポーツ関係者、障害者スポーツ関係者、福祉関係者の三者が成果を共有でき、継続できる事業の組み立ても重要である。特定の障害者を対象にしたスポーツ教室、障害者と健常者がともに参加して楽しめるイベント、既存のスポーツイベントへの障害者の参加促進など、対象者に応じて、様々なプログラムが考えられる。多様な障害者のニーズを幅広くとらえ、スポーツの質を高めていくためには、障害者スポーツセンターの職員や障害者スポーツ団体等の関係者、障害者スポーツ指導者などの専門知識が活かされることになる。市区町村には、三者で構成される「障害者スポーツ推進協議会」（仮称）の設置を期待したい。

以下、図6に、障害の有無に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるために求められる地域スポーツ推進体制を示した。国や地方自治体には、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）に、こうした社会の実現を位置付け、関係組織の連携を促す支援を期待したい。

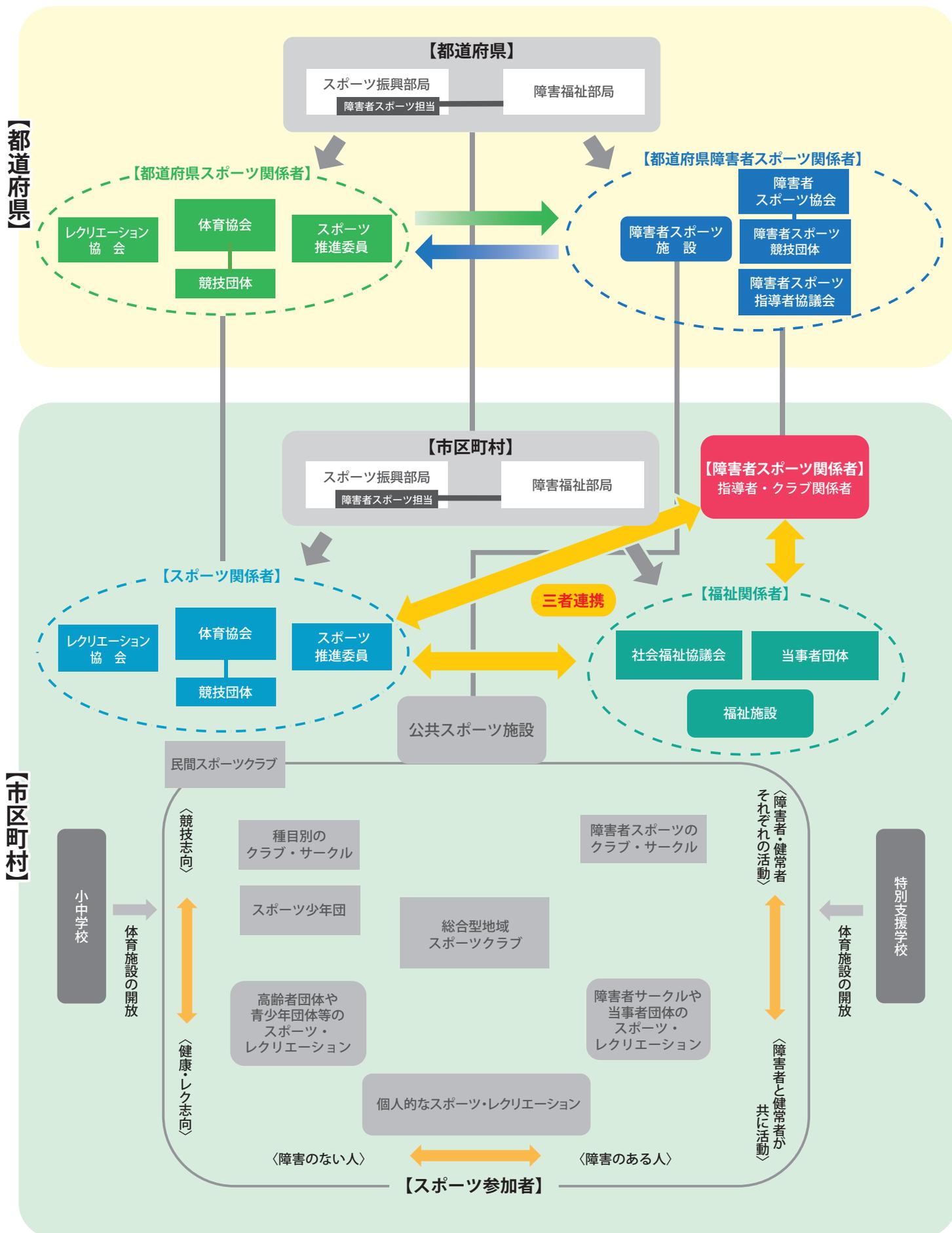


図6. スポーツ、障害者スポーツ、福祉の連携による地域のスポーツ推進体制

本調査は、地域における障害者のスポーツ・レクリエーションの実態を把握し、健常者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を地域で推進するための方策の検討に活用することを目的に実施されました。平成24～26年度の調査を通して、障害当事者や保護者をはじめ、地方自治体、特別支援学校、福祉関連団体・組織、スポーツ関連団体・組織、障害者スポーツ関連団体・組織等を対象に調査を実施して、地域における様々な取組から障害者のスポーツ参加の現状について実態を把握しました。

主な調査結果

【地方自治体】〈平成24年度・平成26年度調査より〉

●我が国の障害者スポーツ推進体制は、障害福祉関連部署が担っていることが多い

◇障害者スポーツの主たる担当部署は、都道府県では45道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、2都県（東京都、佐賀県）が「首長部局のスポーツ担当部署」であり、政令指定都市・中核市・特例市・特別区（市区）では、「障害福祉・社会福祉関連部署」が7割弱、「教育委員会等のスポーツ担当部署」が2割弱であった。

◇地方自治体が実施している主な障害者スポーツ推進事業は、障害者スポーツ大会・イベント、障害者スポーツ教室、障害者スポーツ指導者等の講習会である。これらの事業全てを実施しているのは、都道府県4割、市区1割であった。

【障害者スポーツ施設】〈平成24年度調査より〉

●障害者スポーツ施設は全国に114か所

◇障害者専用または障害者が優先的に利用できる「障害者スポーツ施設」は、全国に114か所設置されており、施設のおよそ8割は1990年までに設置されている。

◇障害者スポーツ施設の管理運営主体の8割以上が指定管理者で、その内訳は「社会福祉協議会・社会福祉事業団・リハビリテーション事業団」が6割以上を占めた。

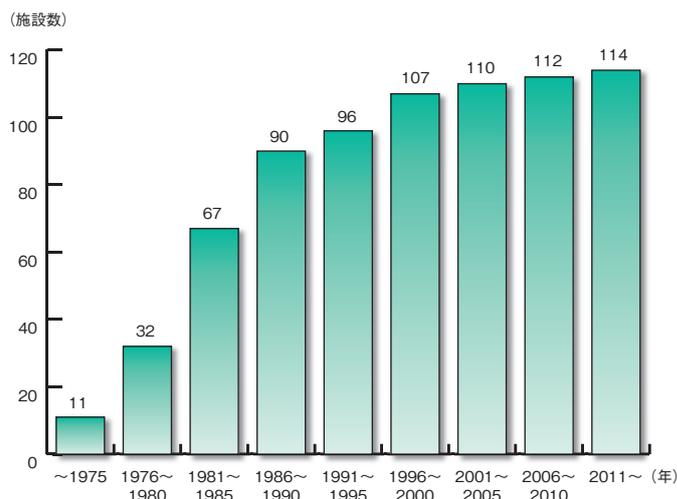


図1. 障害者スポーツ施設数の推移

【障害者スポーツ指導者】〈平成24年度調査より〉

●障がい者スポーツ指導員は全国に約2万2,000人

◇日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員（初級、中級、上級）の登録者は約2万2,000人で、過去10年間横ばいである。初級指導員が全体の8割強を占める。

◇公認指導員の活動頻度は、3割が月1回以上、1割強が週1回以上であった。資格種別では、週1回以上定期的に活動しているのは、初級では1割弱、中級では2割、上級では4割を超えていた。

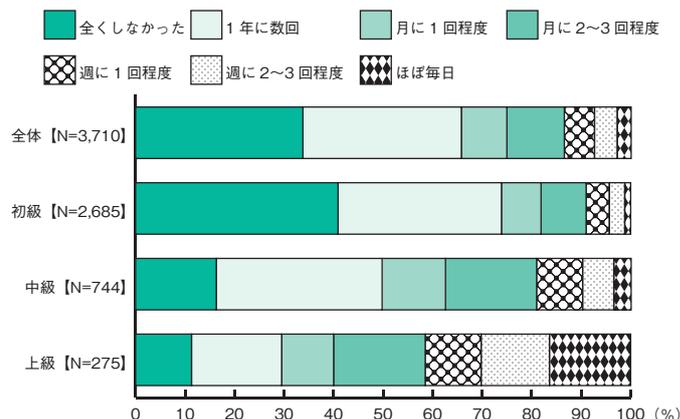


図2. 障がい者スポーツ指導員としての活動頻度

主な調査結果

【障害児・者のスポーツライフ】〈平成 25 年度調査より〉

●我が国の障害者のスポーツ実施率は、健常者に比べて低い

◇週 1 回以上の運動・スポーツ実施率は、全国の成人では 47.5%とほぼ半数となっていたが、障害者（成人）では、18.2%であった。

◇障害者が過去 1 年間に実施した運動・スポーツ種目は、障害の種別や程度に関係なく、「散歩（ぶらぶら歩き）」「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」「ウォーキング」「水泳」が多く、健常者とほぼ同じであった。

◇障害者のスポーツ実施における障壁は、「体力がない」「金銭的な余裕がない」「時間がない」であった。スポーツに関心のない層が半数にのぼり、障害児・者の興味、関心を高めることが重要な課題である。

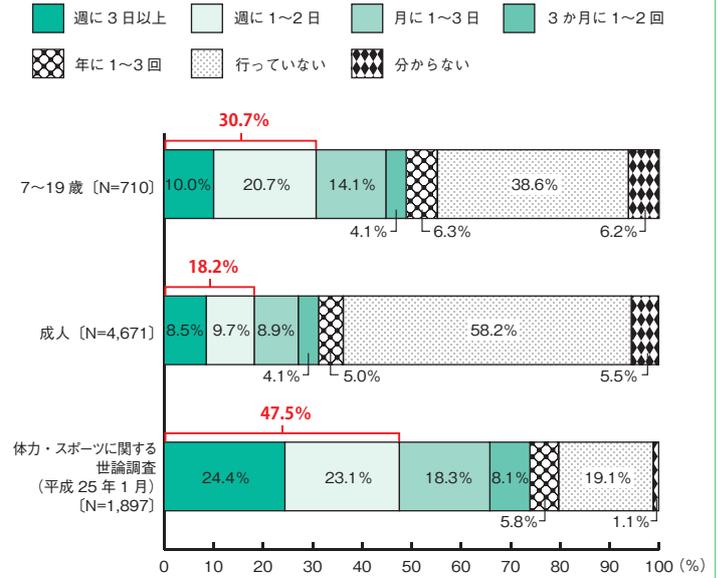


図 3. 過去 1 年間の運動・スポーツ実施状況

【特別支援学校】〈平成 25 年度調査より〉

●6 割の特別支援学校では運動部活動・クラブ活動を実施

◇運動部活動・クラブ活動を実施している特別支援学校は 6 割であった。

◇実施種目は、「陸上競技」「サッカー（ブラインドサッカーを含む）」「バスケットボール」「卓球」が多かった。

◇聴覚障害（単置校）の 9 割に運動部活動・クラブ活動があり、「陸上競技」「卓球」「バレーボール（ソフトバレー含む）」の実施率が高かった。

◇視覚障害（単置校）の 8 割に運動部活動・クラブ活動があり、「フロアバレーボール」「グラウンドソフトボール」「サウンドテーブルテニス」の実施率が高かった。

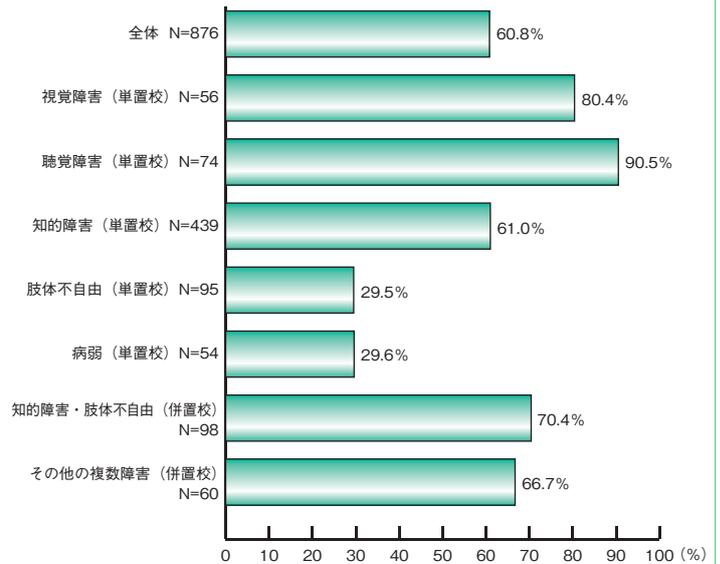


図 4. 特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の実施状況

【社会福祉協議会】〈平成 26 年度調査より〉

●社会福祉協議会が地域の障害者スポーツ振興に寄与

◇社会福祉協議会（社協）の 4 割強が障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等を開催していた。また、6 割強の社協では、イベント・行事・教室等の開催のほかに、スポーツ大会の後援や情報提供・広報、活動場所の提供・貸出など、何らかの形で障害者スポーツに関する支援を行っていた。

◇イベント・行事・教室では、参加者の年代、障害の有無や程度に応じて、誰もが取り組みやすく、競技の専門性をそれほど必要としない「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」「フライングディスク」「グラウンド・ゴルフ」などを実施している。

主な調査結果

【総合型地域スポーツクラブ】〈平成 24 年度調査より〉

●総合型地域スポーツクラブの 4 割に障害者が参加： 多くは軽度

◇現在または過去に障害者が参加していたクラブは約 4 割であった。参加者の多くは「一般のプログラムに特別な配慮なく」参加している軽度の障害者で、参加種目は、「卓球」「グラウンド・ゴルフ」「健康体操、運動」「ウォーキング、ハイキング」が多かった。

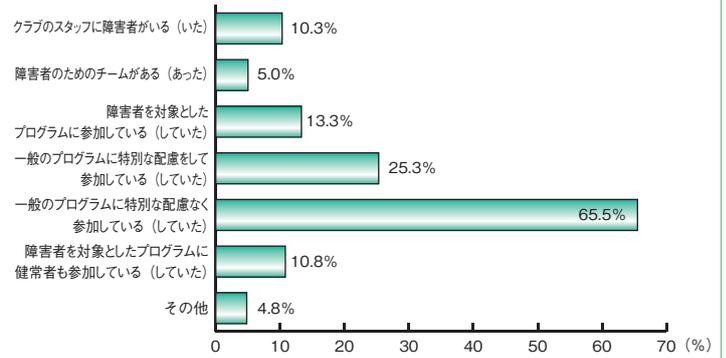


図 5. 総合型クラブにおける障害者の参加状況 (複数回答)

【スポーツ推進委員】〈平成 25 年度調査より〉

●スポーツ推進委員協議会の 2 割で障害者を受け入れるための研修会を実施

◇障害者を活動現場に受け入れるための研修会を 2 割の都道府県・政令指定都市のスポーツ推進委員協議会で実施していた。今後、障害者を受け入れていくための課題では、「障害者・障害者スポーツに関する知識や技術がない」が 3 割以上であった。

【民間スポーツクラブ】〈平成 25 年度調査より〉

●日本スイミングクラブ協会加盟クラブの 2 割で、障害者向けプログラムを提供

◇民間スポーツクラブにおける障害者の受け入れ状況は、障害の種別や程度の多様性などから、フィットネスクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブそれぞれの統轄団体でも十分に把握できていない。

◇障害の受け入れが進んでいるスイミングでは、日本スイミングクラブ協会加盟クラブの約 2 割で障害者向けのプログラムを提供している。

【中央競技団体】〈平成 26 年度調査より〉

●中央競技団体が主催する事業に障害者も参加

◇3 割の中央競技団体が主催競技大会に障害者部門を設置していた。(マラソン大会における車椅子部門や視覚障害者の部の設置など)

◇一般の部に参加している障害者もいた。(全日本選手権に聴覚障害者が参加する陸上競技の例など)

【その他の調査】

○障害者入所施設〈平成 25 年度調査〉

○全国障害者スポーツ大会〈平成 26 年度調査〉

○障害者スポーツ指導者組織〈平成 25 年度調査〉

○特別支援学校体育連盟組織〈平成 26 年度調査〉

活動事例「埼玉県グランドソフトボールチーム」【視覚障害】

●社会に対しても、チームに対しても、義務を果たすために、チーム全体での社会教育を行う

1. プロフィール

1988 年、埼玉県内に勤務する視覚障害者が集まり、チームを結成。23 名のメンバーのうち、全盲 5 名、弱視 12 名、晴眼 6 名で、年齢層も 10 代から 60 代まで幅広く参加している。

2. 活動方針

試合では全員が打席に立つか、ボールに触れるようにしており、チームに補欠はいない。『権利ばかりを主張せず、義務を果たせ』がモットーで、活動費も全て自費でまかなっている。遠征時は、集合場所と時間のみを伝達し、自らで目的地に着く力を養うようにと、過保護なサポートはしない。月 4 回の練習後には、必ず親睦を図っており、家族的なつながりを持っている。



活動事例「岡崎竜城スイミングクラブ」【全障害種対応】

●障害者水泳に30年以上取り組んでいる老舗クラブ

1. プロフィール

1973年の設立当初から、理事長自らが医師と相談して、自閉症の子供約20名を指導していた。1978年からプログラムの一環として、障害者水泳教室を開講して、本格的に障害児・者の受け入れを始めた。

2. 障害者の参加状況

会員数は約1,500名で、そのうち障害児・者は約250名。障害者の約8割が知的障害、約2割が肢体不自由である。障害の種別や程度に関係なく、全ての障害者を受け入れているため、他のスイミングクラブでは泳ぐことが叶わなかった重度障害児も参加している。

3. 主なプログラム

月曜日のリハビリコース

- ①泳げない人のコース
- ②25m泳げる人のコース
- ③4泳法の練習をするコース
- ④大会出場者向けのコース



活動事例「甲南高等養護学校」【健常者との一体型】

●同敷地内の一般校と合同部活動を実施

1. 運動部活動の状況

部活動は、文化部も含めて全員加入が原則。約70名の生徒のうち、約4割の生徒が同敷地内の甲南高等学校（一般校）との合同部活動、約6割が甲南高等養護学校のみでの部活動に参加している。

2. 合同部活動の内容

合同部活動を実施している運動部は、陸上部、卓球部、柔道部、弓道部、サッカー部である。活動時間は、部によって異なるが、一般校と同じである。

3. 活動の成果

一般校の生徒にとっては、障害理解に、養護学校の生徒にとっては、社会性の向上に役立つなど、ノーマライゼーションの場となっている。卓球部では、一般校のキャプテンが不在時には、養護学校のキャプテンが全体の練習指示を出すこともある。



活動事例「高知チャレンジドクラブ」【障害者施設を拠点に社協と連携】

●障害者スポーツセンターを拠点にした総合型地域スポーツクラブ

1. プロフィール

高知県立障害者スポーツセンターを活動拠点として、2007年に設立。子供から高齢者まで、全ての年代の人々が、障害の有無に関わらず、生涯にわたってスポーツを楽しめるユニバーサルなクラブを目指して活動している。

2. 障害者の参加状況

全てのプログラムが障害者の参加を前提としている。多くのプログラムに健常者も参加しており、障害者のみのプログラムはほとんどない。肢体不自由、知的障害、発達障害、聴覚障害、視覚障害など、全ての障害種の参加がある。会員数は約300名で、指導者は約40名。

3. 主なプログラム

発達障害児・者の参加が多い「トランポリンと体操教室」、身体・知的・精神の3種害全ての障害者が参加しているバドミントンサークルなど、活動は多様である。小・中・高校等に出張する「障害者スポーツ体験教室」や障害者が日常的には体験できない「バリアフリーダイビング体験教室」も実施している。県内の市町村社会福祉協議会と連携して、アドバイスや人的協力を受けている。



活動事例「横浜F・マリノス フトゥーロ (futuro)」【知的障害】

●横浜マリノス、横浜ラポール、横浜市体育協会の三者でチームを運営

1. プロフィール

1999年より障害者スポーツ文化センター・横浜ラポールで開かれていた知的障害者サッカー教室に、横浜マリノス(株)が物品提供やコーチ派遣したことをきっかけに、2004年、横浜マリノス傘下の障害者チームとして発足した。

2. 運営体制

82名の選手の内訳は、社会人47名、学生・生徒35名である。横浜マリノス、横浜ラポール、公益財団法人横浜市体育協会の三者から派遣される11名の指導者に加えて、サッカー指導経験があり、知的障害にも精通しているスタッフ2名でチームを運営している。トレーニングメニューの作成を横浜マリノス、障害の特性に合わせたメニューの修正を横浜ラポール、横浜市体育協会が担当している。

3. 活動内容

専門的なトレーニングで全国大会出場を目指す「選抜クラス」と、基礎技術や戦術を身につけて交流大会出場を目指す「強化クラス」がある。参加費を有料(2万円/年)とすることで、選手にチームへの帰属意識が芽生えた。日常生活でも自立できるようにと、練習の欠席連絡や年長者への言葉遣いなど、基本的なマナーについても指導している。



活動事例「東京都聴覚障害者連盟卓球部・たつのおとしご」【聴覚障害】

●特別支援学校へのお出張指導を通して、生徒に社会に出てからの活動の場を知ってもらう

1. プロフィール

1967年設立、部員は約40名(男女比3:1)で、年齢層は10代から60代まで幅広い。部員のほとんどが聾学校の卒業生である。都内の特別支援学校を拠点に、休日に活動している。

2. 活動内容

健常者の大会に出ることを目標にしている。卓球という共通の話題に加えて、手話が使える場所でもあるので、練習後の懇親会で部員の親睦を深めている。特別支援学校を卒業した部員が母校等の部活動に出張指導に行き、社会人になってからの活動場所があることも周知している。特別支援学校の生徒のなかには、さらなる競技力の向上を目指して、部の練習に参加する者もいる。卓球ができる人、手話に興味のある人などがサポート役として練習に定期的に参加している。



調査検討会議委員

委員長	藤田 紀 昭	同志社大学大学院 スポーツ健康科学研究科 教授	2012～2014年度
委員	内 田 若 希	九州大学大学院 人間環境学研究院 講師	2012～2014年度
	大日方 邦 子	電通パブリックリレーションズ シニア・コンサルタント	2012～2014年度
	加藤木 紳 克	神奈川県教育委員会 専任主幹	2012～2014年度
	小久保 信 幸	日本レクリエーション協会 レクリエーション支援者育成チーム マネージャー	2012～2013年度
	澤 江 幸 則	筑波大学 体育系 准教授	2012～2014年度
	高 山 浩 久	東京都障害者スポーツ協会 地域スポーツ振興室 室長	2012～2014年度
	富 栄 さやか	仙台市レクリエーション協会	2014年度
	中 島 秀 夫	滋賀県立障害者自立支援協議会 事務局長	2013～2014年度
	水 原 由 明	日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部長	2012～2014年度
渡 邊 一 利	笹川スポーツ財団 専務理事	2012～2014年度	

障害者のスポーツ参加の現状 —地域における多様な現場、多様な取組—

発行 2015年3月31日

著作権者 文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ振興課 障害者スポーツ振興室

東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL 03-5253-4111 (代表)

発行元 公益財団法人笹川スポーツ財団 東京都港区赤坂 1-12-32 TEL 03-5545-3301

本リーフレットは、文部科学省の委託事業として、公益財団法人笹川スポーツ財団が実施した平成24～26年度「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」の調査結果を取りまとめたものです。従って、本リーフレットの複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

〈写真提供：エックスワン〉